

○経済産業省令第二十九号  
 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第六条の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令  
 令和四年三月三十一日  
 中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令  
 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。  
 第十条第二項第二号二中「第三十五条第四号」を「第三十五条第一項第五号」に改める。

附則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十号

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部の施行に伴い、並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第六項及び第四十六条第二号の規定に基づき、並びに同号の規定を実施するため、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則及び国内外における経営資源活用に関する調査に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣 萩生田光一

第一条 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正）

第一条 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（新事業開拓事業者）

第二条 法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 [略]
- 二 既に事業を開始している者であつて、次のイからニのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む）。  
 イ〜ハ [略]

二 次のいずれかに該当する会社

(1) その設立の日以後の期間が十年未満の会社

(2) その設立の日以後の期間が十年以上十五年未満の会社であつて、直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が百分の十以上であり、かつ、営業損失を生じているもの

（生産性向上設備等の定義）

第五条 法第二条第十八項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる指定設備であつて、当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものうち、次に掲げる要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう）に組み合わされたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及び口の比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、イに掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するもの

イ 事業者が当該指定設備を導入する時点において、当該指定設備が、同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分（以下この号において「型式区分」という。）のうちその型式区分に属する設備の販売が開始された日（以下この号において「販売開始日」という。）が最も新しい型式区分に属するもの（次に掲げるものを含む。）であること。

(1) [略]

改正前

（新事業開拓事業者）

第二条 法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 [略]
- 二 既に事業を開始している者であつて、次のイからニのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む）。  
 イ〜ハ [略]

二 設立の日以後の期間が十年未満の会社

[新設]

[新設]

（生産性向上設備等の定義）

第五条 法第二条第十八項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる指定設備であつて、当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものうち、次に掲げる要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう）に組み合わされたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及び口の比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、イに掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するもの

イ 事業者が当該指定設備を導入する時点において、当該指定設備が、同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分（以下この号において「型式区分」という。）のうちその型式区分に属する設備の販売が開始された日（以下この号において「販売開始日」という。）が最も新しい型式区分に属するもの（次に掲げるものを含む。）であること。

(1) [略]